

東京医科歯科大学入学料及び授業料等免除 並びに徴収猶予取扱規則

〔平成16年4月1日
規則第190号〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の取扱については、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）及び東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 入学料

(入学料免除の対象範囲)

第2条 学部の入学料の免除の対象となる者は、次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

(1) 入学前1年以内において、学部に入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学部に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 大学院の入学料の免除の対象となる者は、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

3 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前1年以内において、大学院に入学者の学資負担者が死亡し、又は大学院に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(入学料徴収猶予の対象範囲)

第3条 入学料の徴収猶予の対象となる者は、学部又は大学院に入学者（以下この条において「学部等に入学者」という。）であって、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学部等に入学者の学資負担者が死亡し、又は学部等に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(入学料免除許可及び徴収猶予許可)

第4条 学部の入学料の免除の許可は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請

に基づき、学生支援・保健管理機構運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

- 2 大学院の入学料の免除の許可は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長が行う。
- 3 入学料の徴収猶予の許可は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長が行う。ただし、第2条第1項から第3項までの規定により入学料の免除の申請をした者であって、免除を許可されなかった者又は半額免除を許可された者については不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わせることができる。

（入学料免除の額）

第5条 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

（入学料徴収猶予の期限等）

第6条 入学料の徴収猶予の期限は、当該年度の4月入学者にあつては8月末日まで、当該年度の10月入学者にあつては2月末日までとする。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者（第4条第3項ただし書により徴収猶予を申請した者を除く。）については、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付させる。

（死亡等による免除）

第7条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者が、第3条又は第6条第2項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者が、第6条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の額を免除する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。
- 4 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

（入学料免除及び徴収猶予の申請手続）

第8条 入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書（別紙様式1）及び入学料徴収猶予申請書（別紙様式2）のほか、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、学長に申請するものとする。

- (1) 家庭調書
- (2) 経済的理由による納付が困難であることを認定することができる証明書（市区町村長による証明）
- (3) 死亡を証明する書類
- (4) 罹災証明書
- (5) 所得証明書

- (6) その他参考となる書類
- 2 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料徴収猶予申請書（別紙様式2-2及び別紙様式2-3）のほか、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、学長に申請するものとする。
- (1) 家庭調書
 - (2) 経済的理由による納付が困難であることを認定することができる証明書（市区町村長による証明）
 - (3) 死亡を証明する書類
 - (4) 罹災証明書
 - (5) 所得証明書
 - (6) 第3条第3号に掲げる、やむを得ない事情を証明する書類
 - (7) その他参考となる書類

（入学料免除及び徴収猶予許可の取消）

第9条 入学料の免除及び徴収猶予を許可された者で、次の各号の一に該当する場合は、委員会の議を経て、学長が許可を取消すものとする。

- (1) 入学料の免除及び徴収猶予の理由が消滅した場合
 - (2) 入学料の免除及び徴収猶予の申請について、虚偽の事実が判明した場合
- 2 前項の取消しを受けた場合は、速やかに入学料を納付しなければならない。

（入学料免除実施可能額）

第10条 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。以下同じ。）の入学料免除を行うにあたって実施可能な上限額は、学部に入学者にあっては学部入学定員に対する入学料収入予定額の0.5%に相当する額とし、大学院に入学者にあっては大学院入学定員に対する入学料収入予定額の4.0%に相当する額とする。

第3章 授業料

（授業料免除の対象範囲）

第11条 授業料の免除の対象となる者は、本学学生（大学院研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。以下「学生」という。）で、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 学費負担者の住民税が非課税又は本人が社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等）のため、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 東京医科歯科大学入学料及び授業料免除並びに徴収猶予に関する選考基準第3に定める家計基準に該当する経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) 休学を許可した場合
- (4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (5) 授業料の学期ごとの納付期限前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に、当該学生の学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (6) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- (7) 授業料の未納を理由として除籍を命じた場合

- (8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合
- (9) 入学料の免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍となる場合に授業料が未納である場合
- (10) 入学料の徴収猶予を申請した者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍となる場合に授業料が未納である場合
- (11) 学則第43条又は大学院学則第39条で規定する授業料の納付期限以前に退学を許可した場合

(授業料徴収猶予の対象範囲)

第12条 授業料の徴収猶予の対象となる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(授業料免除許可及び徴収猶予許可)

第13条 授業料の免除及び徴収猶予の許可は、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長が行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、退学、停学又は訓告の処分等（以下「懲戒等処分」という。）を受けた者については、当該懲戒期間（停学処分については停学期間、退学・訓告処分等については処分日をいう。以下同じ。）が属する期にかかる授業料の免除及び徴収猶予については、許可しない。
- 3 授業料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかった者又は半額免除を許可された者については、徴収猶予の申請を行わせることができる。

(授業料免除の額等)

第14条 授業料の免除の額及びその免除の対象となる期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第11条第1号（経済的理由）に該当する場合は、各学期の授業料についてその全額とする。
- (2) 第11条第2号（経済的理由）に該当する場合は、各学期の授業料についてその全額又は半額とする。
- (3) 第11条第3号（休学）に該当する場で、毎学期開始前に前期又は後期のすべての期間について休学の許可を受けた者及び休学中に休学延期の許可を受けた者の休学中の授業料は免除する。
- (4) 第11条第3号（休学）に該当する場で、前期又は後期の一部の期間について休学する者は、授業料年額の12分の1に相当する額に、休学期間初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、当該月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、当該月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学を許可された日が授業料の当該期の納付期限経過後であり、徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。
- (5) 第11条第4号（死亡等による除籍）、第7号（授業料未納による除籍）、及び

- 第9号、第10号(入学料不納)に該当する場合は、未納の授業料の全額とする。
- (6) 第11条第5号(学資負担者等の死亡又は風水害)及び第6号(学長が認める事由)に該当する場合は、当該事由発生の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額とする。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期に納付すべき授業料の全額又は半額とする。
 - (7) 第11条第8号(徴収猶予)に該当する場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額とする。
 - (8) 第11条第11号(退学)に該当する場合は、月割計算により、退学を許可した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料とする。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、第11条の各号の一に該当する場合で、学長が相当と認める場合

(授業料徴収猶予の期限等)

- 第15条 授業料の徴収猶予は、前期分にあつては当該年度の8月末日まで、後期分にあつては当該年度の2月末日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納(以下「分納」という。)を許可することができ、当該分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月20日までに納付しなければならない。
- 2 授業料の免除、又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料免除及び徴収猶予の申請手続)

- 第16条 授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(別紙様式3)のほか、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、学長に申請するものとする。
- (1) 家庭調書
 - (2) 経済的理由により納付が困難であることを認定することができる証明書(市区町村長による証明)
 - (3) 死亡等を証明する書類
 - (4) 罹災証明書
 - (5) 所得証明書
 - (6) その他参考となる書類
- 2 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予申請書(別紙様式4)及び授業料分納申請書(別紙様式5)のほか、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、学長に申請するものとする。
- (1) 経済的理由により納付が困難であることを認定することができる証明書(市区町村長による証明)
 - (2) 罹災証明書
 - (3) その他参考となる書類

(授業料免除及び徴収猶予許可の取消)

- 第17条 授業料の免除及び徴収猶予を許可された者で、次の各号の一に該当する場合は、委員会の議を経て、学長が許可を取消すものとする。
- (1) 授業料の免除及び徴収猶予の理由が消滅した場合
 - (2) 授業料の免除及び徴収猶予の申請について、虚偽の事実が判明した場合
 - (3) 懲戒等処分を受けた場合
- 2 前項の取消しを受けた場合は、速やかに授業料を納付しなければならない。

(授業料免除実施可能額)

第18条 一の年度の授業料免除を行うにあたって実施可能な上限額は、当該年度の授業料免除実施経費から、入学料免除実施経費その他学長が必要と認めたと認められた経費を控除した額とする。

2 前項の実施額については、学士、修士及び博士の各課程について毎年度の申請状況を勘案して配分し、審査を実施するものとする。

第4章 寄宿料の免除

(寄宿料免除の対象範囲)

第19条 寄宿料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (2) 学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる場合
- (3) 授業料の未納を理由として除籍を命じた場合
- (4) 入学料の免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍となる場合で、寄宿料が未納の場合
- (5) 入学料の徴収猶予を申請した者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍となる場合で、寄宿料が未納の場合

(寄宿料免除の許可)

第20条 寄宿料の免除については、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長が行う。

(寄宿料免除の額)

第21条 寄宿料の免除の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第19条第1号(死亡等による除籍)、第3号(授業料未納による除籍)、第4号及び第5号(入学料不納)に該当する場合は、未納の寄宿料の全額とする。
- (2) 第19条第2号(学資負担者等の風水害等)に該当する場合は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において、学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額とする。

(寄宿料免除の申請手続)

第22条 寄宿料の免除を受けようとする者は、寄宿料免除申請書(別紙様式6)のほか、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、学長に申請するものとする。

- (1) 家庭調書
- (2) 死亡等を証明する書類
- (3) 罹災証明書
- (4) その他参考となる書類

(寄宿料免除の許可の取消し)

第23条 寄宿料免除の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、委員会の議を経て、学長がその許可を取消す。

- (1) 免除の理由が消滅した場合
- (2) 免除の申請について虚偽の事実が判明した場合

2 前項の取消しを受けた場合は、速やかに寄宿料を納付しなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第24条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日規則第55号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、改正後の第15条の規定は22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日規則第81号）

この規則は、平成22年12月22日から施行する。

附 則（平成24年2月24日規則第24号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月11日規則第145号）

この規則は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規則第167号）

この規則は、平成28年12月12日から施行する。

附 則（平成30年7月18日規則第57号）

この規則は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第23号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。